

国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通し — 平成26年財政検証結果 —

厚生労働省
平成26年6月3日

※ 国民年金法第四条の三及び厚生年金保険法第二条の四においては、政府は少なくとも5年ごとに、国民年金・厚生年金の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(「財政の現況及び見通し」)を作成しなければならないと定められており、本報告書において当該「財政の現況及び見通し」を公表するものである。

なお、本報告書における「財政検証」とは、「財政の現況及び見通し」の作成を指すものである。

※ 平成26年財政検証における各試算の結果の詳細については厚生労働省のホームページにおいて公開。基礎データ及び推計プログラム等についても順次公開予定。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

国民年金・厚生年金の給付と負担の関係と財政検証

平成16年年金制度改革における年金財政のフレームワーク

- 上限を固定した上での保険料の引上げ
(最終保険料(率)は国民年金16,900円(平成16年度価格)、厚生年金18.3%)
- 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- 積立金の活用
(おおむね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとし、積立金を活用して後世代の給付に充てる)
- 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

← 人口や経済の動向

→ 財政検証

少なくとも5年ごとに、

- 財政見通しの作成
 - マクロ経済スライドの開始・終了年度の見通しの作成
- を行い、年金財政の健全性を検証する

→ 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる

財政の現況及び見通し(いわゆる財政検証)に関する法律の規定

国民年金法(昭和34年法律第141号)一抄一

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(調整期間)

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

(注)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)においても、上記と同様の規定がある(第二条の四及び第三十四条)。

平成26年財政検証の諸前提

<年金制度についての前提>

- 社会保障と税の一体改革により成立した法律による公的年金制度の改正を反映。
 - ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
 - ・年金額の特例水準の解消
 - ・被用者年金の一元化（厚生年金には旧共済を含む。）
 - ・短時間労働者への厚生年金適用拡大(25万人ベース) 等
- ※ 低所得高齢者・障害者等への福祉的給付については、年金制度の外での対応であるため、財政検証の対象外。
- 法律で要請されている(上記の改正を反映した)現行制度に基づく検証に加えて、社会保障制度改革国民会議の報告書やプログラム法で示された課題の検討に資するよう、一定の制度改正を仮定したオプション試算も実施。

<社会・経済状況に関する主な前提>

- 財政検証においては、長期の年金財政の見通しをたてるため、遠い将来までの社会・経済状況について一定の前提を置く必要がある。しかしながら、これらは不確実なものであることから、以下のように複数のケースを前提として設定している。したがって、財政検証の結果の解釈にあたっては、複数のケースを参照し相当の幅をもってみる必要がある。

(1) 将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

- ・「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」を使用。
- ・合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の3通りをそれぞれ設定。

| 合計特殊出生率 | | 平均寿命 | |
|-----------|-------------------------------------|--------------------|---|
| 2010年(実績) | 2060年 | 2010年(実績) | 2060年 |
| 1.39 | 出生高位 1.60 出生中位 1.35 出生低位 1.12 | 男 79.55 女 86.30 | 死亡高位 { 男 83.22 女 89.96 死亡中位 { 男 84.19 女 90.93 死亡低位 { 男 85.14 女 91.90 |

(2) 労働力率の前提

- ・平成26年2月にとりまとめられた「労働力需給推計」((独)労働政策研究・研修機構)に準拠して設定。
- ・将来の経済状況の仮定に応じ、「労働市場への参加が進むケース」、「労働市場への参加が進まないケース」のいずれかを使用。

(3) 経済前提

年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会における検討結果の報告「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について(平成26年3月12日)」に基づき設定。

【平成35(2023)年度までの足下の前提】

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の「経済再生ケース」、「参考ケース」に準拠して設定。

【平成36(2024)年度以降の長期の前提】

内閣府試算を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした、幅の広い複数ケース(8ケース)を設定。

| | | 将来の経済状況の仮定 | | 経済前提 | | | (参考) | |
|------|-----------------------|------------------|----------------|-------|----------------|---------|------------|----------------------------------|
| | | 労働力率 | 全要素生産性(TFP)上昇率 | 物価上昇率 | 賃金上昇率(実質<対物価>) | 運用利回り | | 経済成長率(実質<対物価>) 2024年度以降20~30年 |
| | | | | | | 実質<対物価> | スプレッド<対賃金> | |
| ケースA | 内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの | 労働市場への参加が進むケース | 1.8% | 2.0% | 2.3% | 3.4% | 1.1% | 1.4% |
| ケースB | | | 1.6% | 1.8% | 2.1% | 3.3% | 1.2% | 1.1% |
| ケースC | | | 1.4% | 1.6% | 1.8% | 3.2% | 1.4% | 0.9% |
| ケースD | | | 1.2% | 1.4% | 1.6% | 3.1% | 1.5% | 0.6% |
| ケースE | | | 1.0% | 1.2% | 1.3% | 3.0% | 1.7% | 0.4% |
| ケースF | 内閣府試算「参考ケース」に接続するもの | 労働市場への参加が進まないケース | 1.0% | 1.2% | 1.3% | 2.8% | 1.5% | 0.1% |
| ケースG | | | 0.7% | 0.9% | 1.0% | 2.2% | 1.2% | ▲0.2% |
| ケースH | | | 0.5% | 0.6% | 0.7% | 1.7% | 1.0% | ▲0.4% |

注:賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去(H17~H24)の傾向で2030年度まで縮小するものと仮定。(男女の差が約15%解消)

(4) その他の制度の状況等に関する前提 (有遺族率、障害年金発生率、納付率 等)

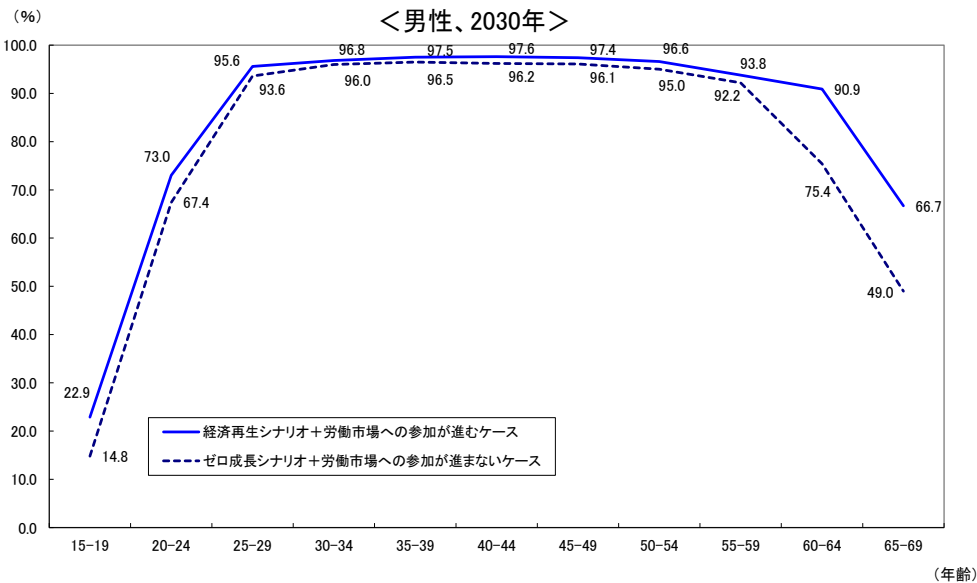
- ・被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定

※ 国民年金保険料の納付率については、「今後の取組強化等により向上(平成30年度に65%)した場合」を基本に、「現状の納付率(60%)で推移した場合」も設定。

(参考1) 労働力率等の前提

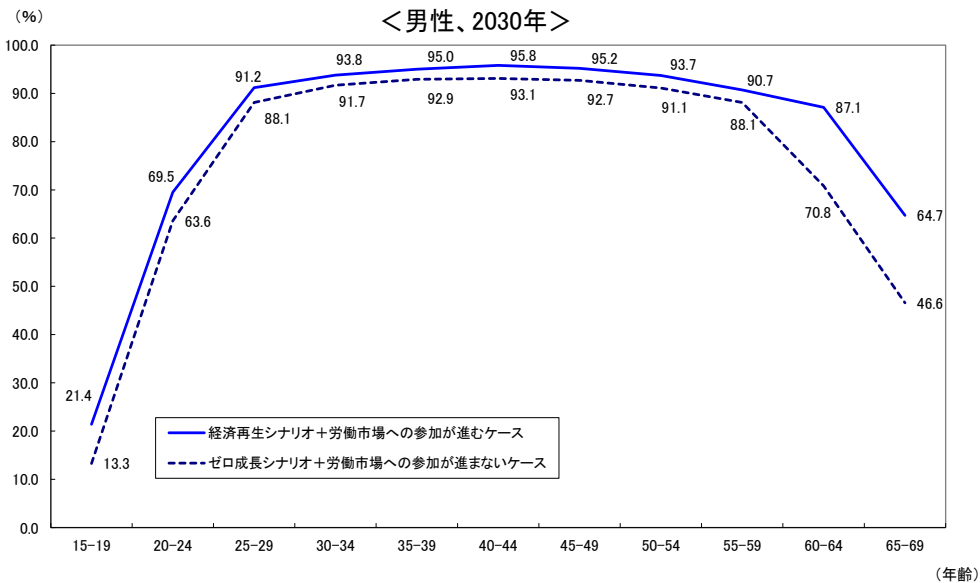
労働力率の将来推計(平成26年2月)

<男性、2030年>



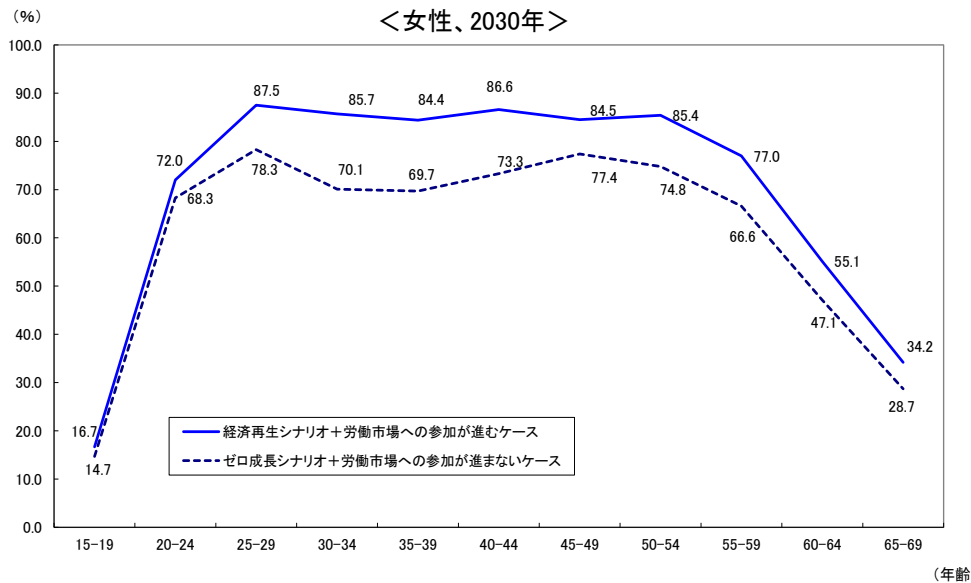
就業率の将来推計(平成26年2月)

<男性、2030年>



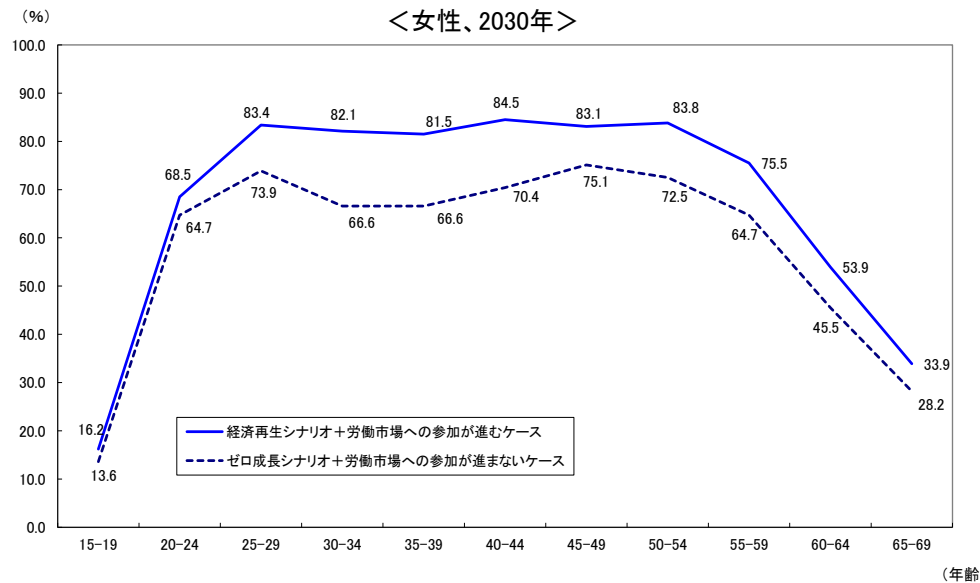
労働力率の将来推計(平成26年2月)

<女性、2030年>

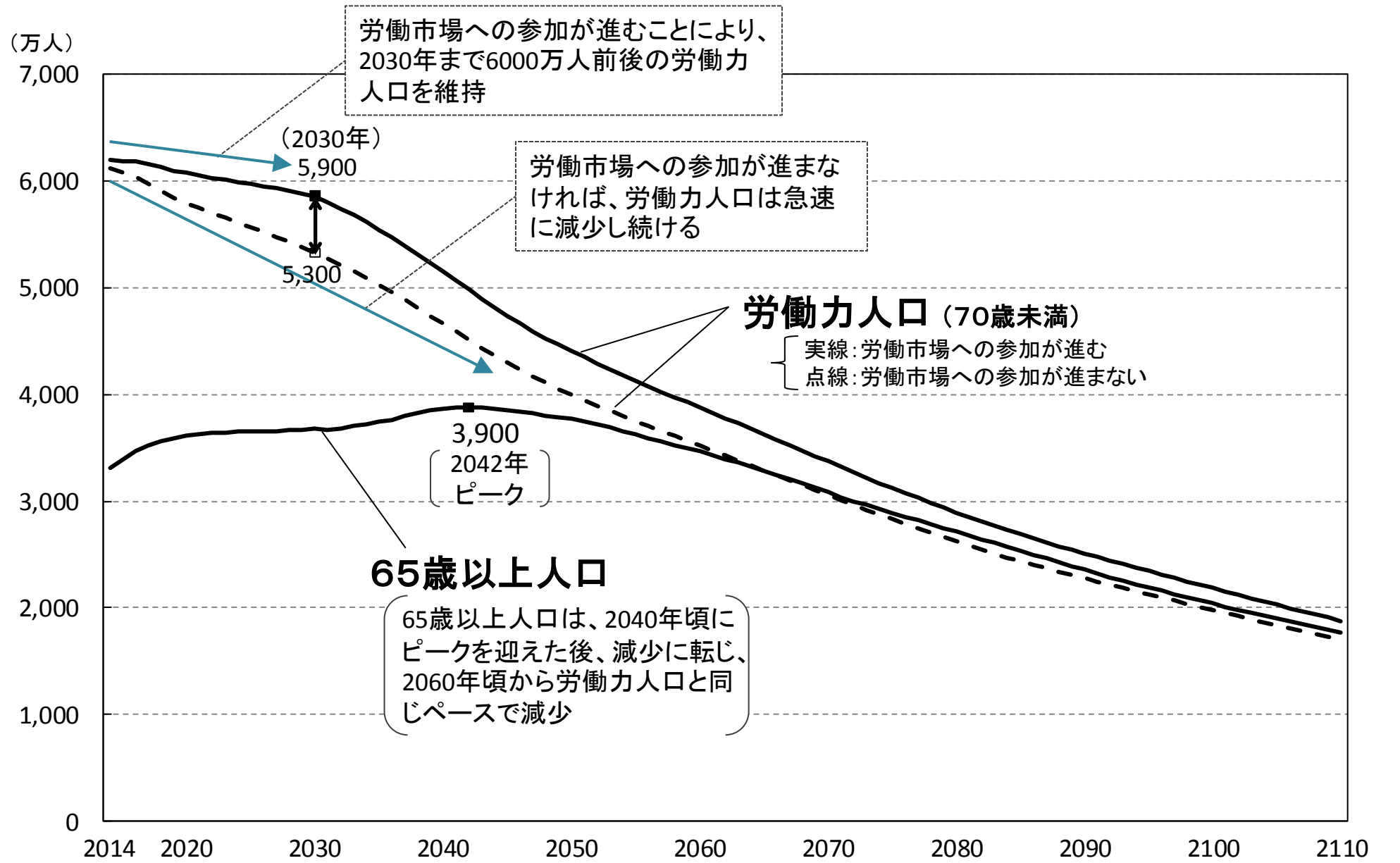


就業率の将来推計(平成26年2月)

<女性、2030年>



(参考2) 労働力人口と65歳以上人口の推移



注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)
 注2: 労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

(参考3) 経済前提の設定の基本的な考え方

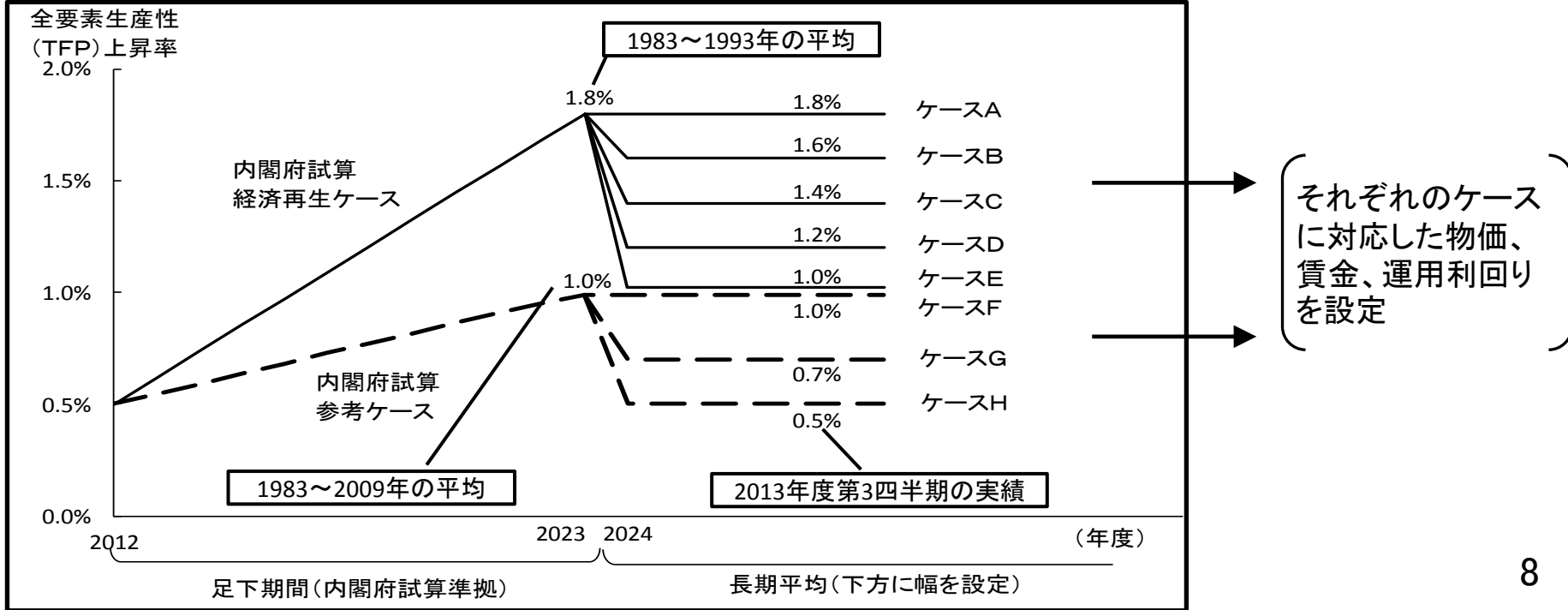
- 財政検証に用いる経済前提(※)については、透明性を確保するため、経済金融の専門家による専門委員会を設け、公開の場における長期間の議論(第1回平成23年10月～第17回平成26年3月)の結果を基に設定

※ 物価上昇率、賃金上昇率、年金積立金の運用利回り

- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成26年1月)や労働力需給推計(平成26年2月)に整合的に設定
- 足下(平成35(2023)年度まで)の経済前提は上記の内閣府試算に準拠して設定
- 長期(平成36(2024)年度以降)の経済前提はマクロ経済に関する試算(コブ・ダグラス型生産関数を用いた長期的な経済成長率等の推計)に基づいて設定

※ 内閣府試算を参考にしつつ、長期的な経済状況を見通す上で重要となる全要素生産性(TFP)上昇率(技術進歩等)を軸として、幅の広い、複数のケースを設定

<長期の経済前提の設定イメージ>



(参考4) 平成35(2023)年度までの足下の経済前提

○ 内閣府 経済再生ケースに準拠する経済前提 (ケースA～ケースE)

| | 平成26 (2014) | 平成27 (2015) | 平成28 (2016) | 平成29 (2017) | 平成30 (2018) | 平成31 (2019) | 平成32 (2020) | 平成33 (2021) | 平成34 (2022) | 平成35 (2023) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 物価上昇率(暦年※1) | 2.6 % | 2.7 % | 2.7 % | 2.2 % | 2.0 % | 2.0 % | 2.0 % | 2.0 % | 2.0 % | 2.0 % |
| 実質賃金上昇率 (対物価上昇率) | ▲1.6 % | ▲0.2 % | ▲0.2 % | 1.4 % | 1.7 % | 1.8 % | 1.9 % | 1.9 % | 2.2 % | 2.1 % |
| 名目賃金上昇率 | 1.0 % | 2.5 % | 2.5 % | 3.6 % | 3.7 % | 3.8 % | 3.9 % | 3.9 % | 4.2 % | 4.1 % |
| 実質運用利回り (対物価上昇率)(※2) | ▲1.3 % | ▲0.8 % | ▲0.5 % | 0.4 % | 1.1 % | 1.6 % | 2.0 % | 2.3 % | 2.6 % | 2.9 % |
| 名目運用利回り(※2) | 1.3 % | 1.9 % | 2.2 % | 2.6 % | 3.1 % | 3.6 % | 4.0 % | 4.3 % | 4.6 % | 4.9 % |

○ 内閣府 参考ケースに準拠する経済前提 (ケースF～ケースH)

| | 平成26 (2014) | 平成27 (2015) | 平成28 (2016) | 平成29 (2017) | 平成30 (2018) | 平成31 (2019) | 平成32 (2020) | 平成33 (2021) | 平成34 (2022) | 平成35 (2023) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 物価上昇率(暦年※1) | 2.6 % | 2.3 % | 2.0 % | 1.4 % | 1.2 % | 1.2 % | 1.2 % | 1.2 % | 1.2 % | 1.2 % |
| 実質賃金上昇率 (対物価上昇率) | ▲1.6 % | ▲0.7 % | 0.3 % | 1.5 % | 1.6 % | 1.5 % | 1.4 % | 1.3 % | 1.5 % | 1.5 % |
| 名目賃金上昇率 | 1.0 % | 1.6 % | 2.3 % | 2.9 % | 2.8 % | 2.7 % | 2.6 % | 2.5 % | 2.7 % | 2.7 % |
| 実質運用利回り (対物価上昇率)(※2) | ▲1.3 % | ▲0.7 % | ▲0.1 % | 0.7 % | 1.2 % | 1.5 % | 1.7 % | 1.9 % | 2.0 % | 2.2 % |
| 名目運用利回り(※2) | 1.3 % | 1.6 % | 1.9 % | 2.1 % | 2.4 % | 2.7 % | 2.9 % | 3.1 % | 3.2 % | 3.4 % |

(※1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。

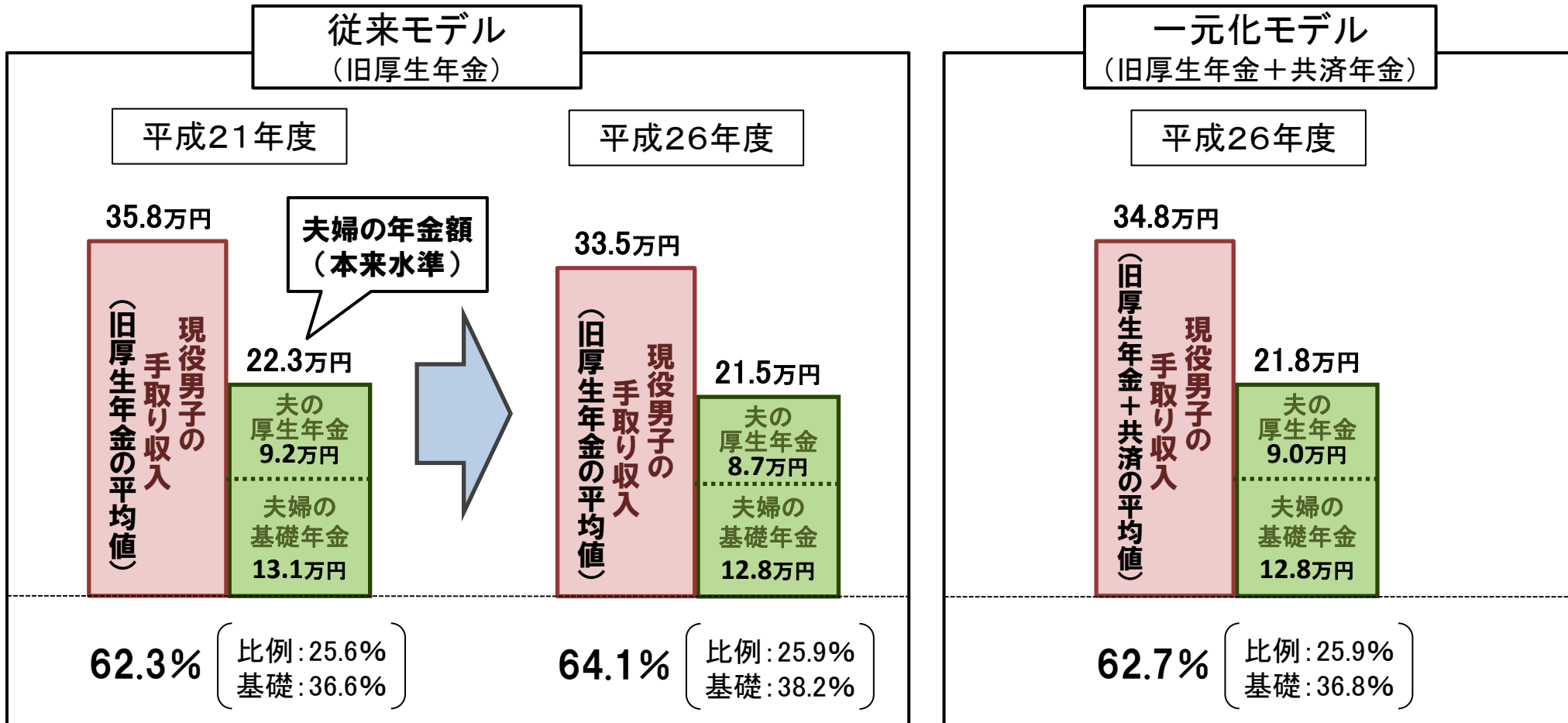
(※2) 名目運用利回りの設定は、長期金利に内外の株式等による分散投資でどのくらい上積みできるか(分散投資効果)を0.4%(平成36(2024)年度以降の長期の経済前提における設定を参考)として、これを加味して設定。また、平成21年財政検証における設定と同様、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

標準的な厚生年金の所得代替率

－ 「従来モデル」と「一元化モデル」の比較 －

被用者年金一元化により、比較的賃金の高い共済組合の組合員が厚生年金の被保険者となるため、厚生年金の現役男子の手取り収入が1.3万円程度上昇する見込み。この影響により、従来より賃金水準の高い現役世帯を標準モデルとすることとなるため、標準モデルの所得代替率が見かけ上低下する。

※ 本資料における所得代替率は、特段の断りのない限り新規裁定年金の一元化モデルとする。



所得代替率の将来見通し(平成26年財政検証)

人口の前提; 中位推計(出生中位、死亡中位)

経済の前提; 高成長(ケースA)から低成長(ケースH)まで様々な仮定

※ 2024年度以降20~30年間の実質経済成長率は、「ケースA:1.4%程度」~「ケースH:▲0.4%程度」

所得代替率

高成長ケース

低成長ケース

高
55%
50%
45%
40%
低

経済前提

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率(一元化モデル)

給付水準調整の終了年度

(参考)
従来モデル
所得代替率

| | | | | |
|------|-------|----------------|---------------------------------|-------|
| ケースC | 51.0% | (平成55(2043)年度) | {基礎:26.0%(2043)、比例:25.0%(2018)} | 52.1% |
| ケースB | 50.9% | (平成55(2043)年度) | {基礎:25.8%(2043)、比例:25.1%(2017)} | 52.0% |
| ケースA | 50.9% | (平成56(2044)年度) | {基礎:25.6%(2044)、比例:25.3%(2017)} | 51.9% |
| ケースD | 50.8% | (平成55(2043)年度) | {基礎:26.0%(2043)、比例:24.8%(2019)} | 51.9% |
| ケースE | 50.6% | (平成55(2043)年度) | {基礎:26.0%(2043)、比例:24.5%(2020)} | 51.6% |

↑ 労働市場への参加が進むケース(内閣府試算の経済再生ケースに相当)

↓ 労働市場への参加が進まないケース(内閣府試算の参考ケースに相当)

| | | | | |
|------|----------|----------------|---------------------------------|--------|
| ケースF | 50.0% | (平成52(2040)年度) | | |
| | (※)45.7% | (平成62(2050)年度) | {基礎:22.6%(2050)、比例:23.0%(2027)} | ※46.6% |

| | | | | |
|------|----------|----------------|---------------------------------|--------|
| ケースG | 50.0% | (平成50(2038)年度) | | |
| | (※)42.0% | (平成70(2058)年度) | {基礎:20.1%(2058)、比例:21.9%(2031)} | ※42.8% |

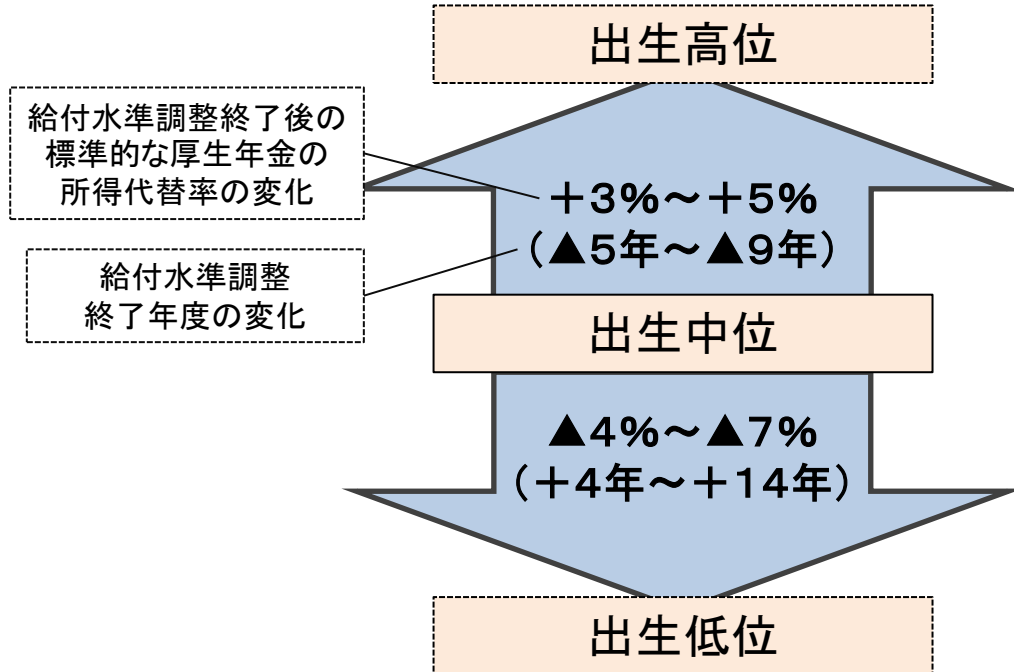
ケースH 50.0% (平成48(2036)年度) 注:機械的に基礎、比例ともに給付水準調整を続けた場合

(※)機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2055年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率35%~37%程度。

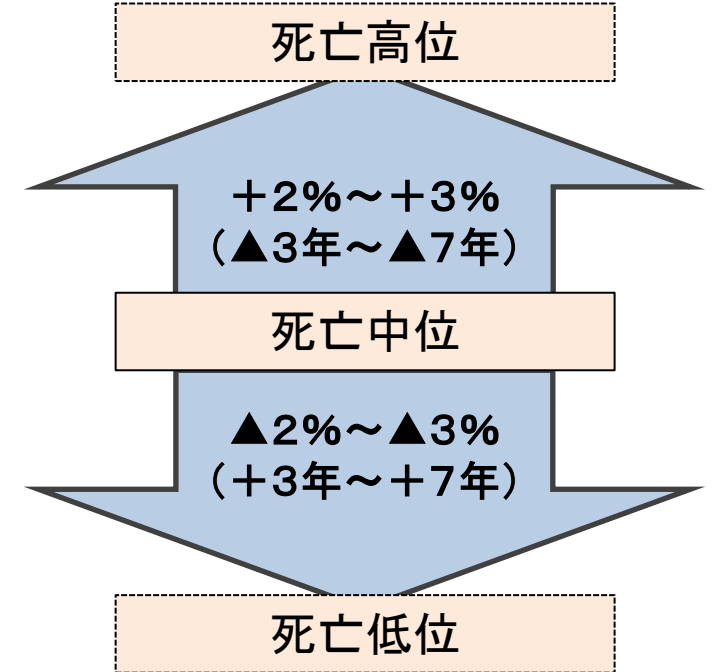
※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

人口の前提が変化した場合の影響

出生率の前提が変化した場合



死亡率の前提が変化した場合



注: 経済前提がケースC、ケースE、ケースGの場合の影響

| 合計特殊出生率 | | 平均寿命 | |
|-----------|-------------------------------------|--------------------|---|
| 2010年(実績) | 2060年 | 2010年(実績) | 2060年 |
| 1.39 | 出生高位 1.60 出生中位 1.35 出生低位 1.12 | 男 79.55 女 86.30 | 死亡高位 { 男 83.22 女 89.96 死亡中位 { 男 84.19 女 90.93 死亡低位 { 男 85.14 女 91.90 |

人口、経済の前提が変化した場合の所得代替率の将来見通し (平成26年財政検証)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

| (人口) (経済) | 中位推計 | 出生の前提が変化した場合(死亡中位) | | 死亡の前提が変化した場合(出生中位) | |
|--------------|--|--|--|--|--|
| | | 出生高位 | 出生低位 | 死亡高位 | 死亡低位 |
| ケースC | 51.0% (2043) 〔 比例:25.0% (2018) 基礎:26.0% (2043) 〕 | 54.4% (2038) 〔 比例:25.9% (調整なし) 基礎:28.5% (2038) 〕 | 50.0% (2042) 〔50.0%を維持すると2082年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※) 47.3% (2047) 〔 比例:23.8% (2023) 基礎:23.5% (2047) 〕 | 53.0% (2040) 〔 比例:25.5% (2016) 基礎:27.5% (2040) 〕 | 50.0% (2044) 〔50.0%を維持すると2097年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※) 49.0% (2046) 〔 比例:24.4% (2020) 基礎:24.6% (2046) 〕 |
| ケースE | 50.6% (2043) 〔 比例:24.5% (2020) 基礎:26.0% (2043) 〕 | 54.2% (2038) 〔 比例:25.6% (2015) 基礎:28.6% (2038) 〕 | 50.0% (2041) 〔50.0%を維持すると2079年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※) 46.8% (2047) 〔 比例:23.5% (2025) 基礎:23.4% (2047) 〕 | 52.6% (2040) 〔 比例:25.1% (2018) 基礎:27.6% (2040) 〕 | 50.0% (2043) 〔50.0%を維持すると2088年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※) 48.4% (2046) 〔 比例:24.0% (2022) 基礎:24.4% (2046) 〕 |
| ケースG | 50.0% (2038) 〔50.0%を維持すると2056年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※) 42.0% (2058) 〔 比例:21.9% (2031) 基礎:20.1% (2058) 〕 | 50.0% (2042) 〔50.0%を維持すると2066年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※) 47.4% (2049) 〔 比例:23.4% (2025) 基礎:24.0% (2049) 〕 | 50.0% (2035) 〔50.0%を維持すると2052年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※) 35.0% (2072) 〔 比例:20.3% (2036) 基礎:14.7% (2072) 〕 | 50.0% (2039) 〔50.0%を維持すると2063年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※) 44.7% (2051) 〔 比例:22.6% (2028) 基礎:22.1% (2051) 〕 | 50.0% (2037) 〔50.0%を維持すると2051年度に 国民年金の積立金がなくなる。〕 (※) 38.9% (2065) 〔 比例:21.2% (2033) 基礎:17.7% (2065) 〕 |

(※) 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

国民年金保険料の納付率が現状のまま推移した場合の影響

＜国民年金保険料の納付率の前提＞

| (年度) | H26 | H27 | H28 | H29 | H30～ |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 今後の取組強化等により向上した場合 | 61% | 62% | 63% | 64% | 65% |
| 現状の納付率で推移した場合 | 60% | | | | |

注：過年度納付率は5%程度と仮定。

今後の取組強化等により向上した場合

現状の納付率で推移した場合

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースC

51.0% (2043)

〔 比例: 25.0% (2018)
基礎: 26.0% (2043) 〕

51.1% (2043)

〔 比例: 24.9% (2018)
基礎: 26.2% (2043) 〕

ケースE

50.6% (2043)

〔 比例: 24.5% (2020)
基礎: 26.0% (2043) 〕

50.7% (2042)

〔 比例: 24.4% (2020)
基礎: 26.2% (2042) 〕

ケースG

(※) 42.0% (2058)

〔 比例: 21.9% (2031)
基礎: 20.1% (2058) 〕

(※) 41.9% (2058)

〔 比例: 21.8% (2031)
基礎: 20.1% (2058) 〕

+0.1%
～▲0.1%

※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

注：人口の前提は中位。

経済の変動を仮定した場合の影響

経済変動があるため、物価、賃金の伸びが低い年度は、現行の仕組みではマクロ経済スライドがフルに発動しない状況を仮定。
(物価上昇率、賃金上昇率が平成30年度以降、4年周期の変化を繰り返し、変動幅を▲1.2%～+1.2%と設定)

※マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の結果は、『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算－オプション試算結果－』で示している。

経済の変動を仮定しない場合

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

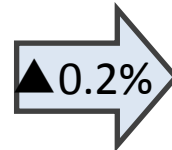
給付水準調整の終了年度

経済の変動を仮定した場合 (周期4年、変動幅±1.2%)

ケースC

51.0% (2043)

{ 比例: 25.0% (2018)
基礎: 26.0% (2043)



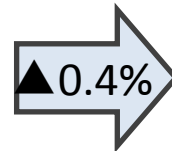
50.8% (2043)

{ 比例: 25.0% (2018)
基礎: 25.8% (2043)

ケースE

50.6% (2043)

{ 比例: 24.5% (2020)
基礎: 26.0% (2043)



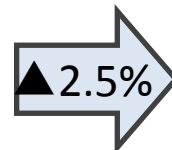
50.2% (2044)

{ 比例: 24.5% (2020)
基礎: 25.7% (2044)

ケースG

(※) 42.0% (2058)

{ 比例: 21.9% (2031)
基礎: 20.1% (2058)

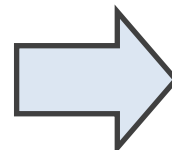


(※) 39.5% (2072)

{ 比例: 21.7% (2033)
基礎: 17.8% (2072)

ケースH

仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2055年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行



仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2051年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行

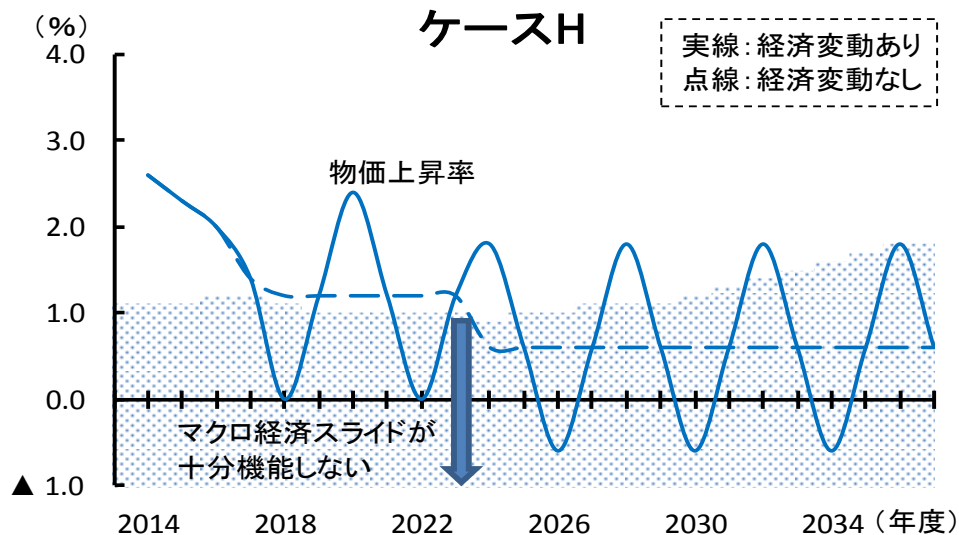
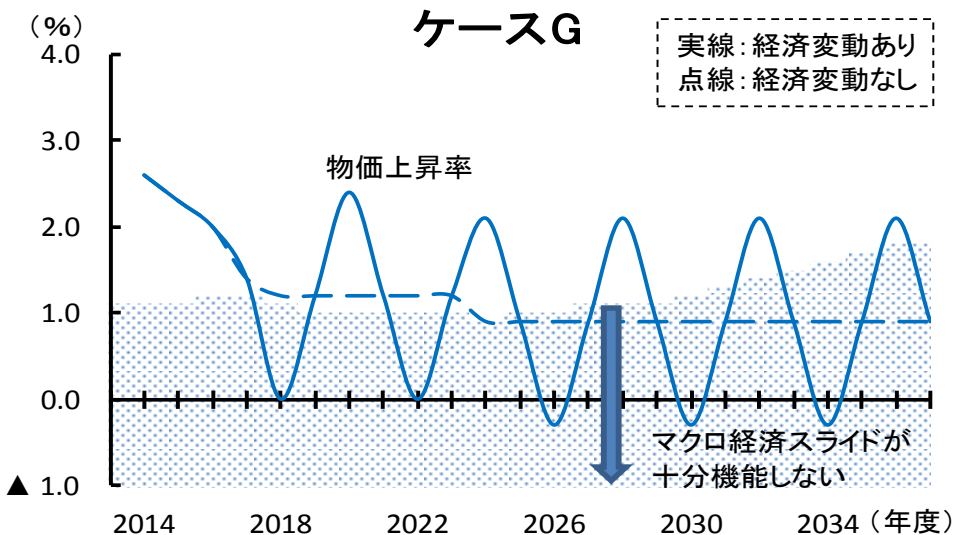
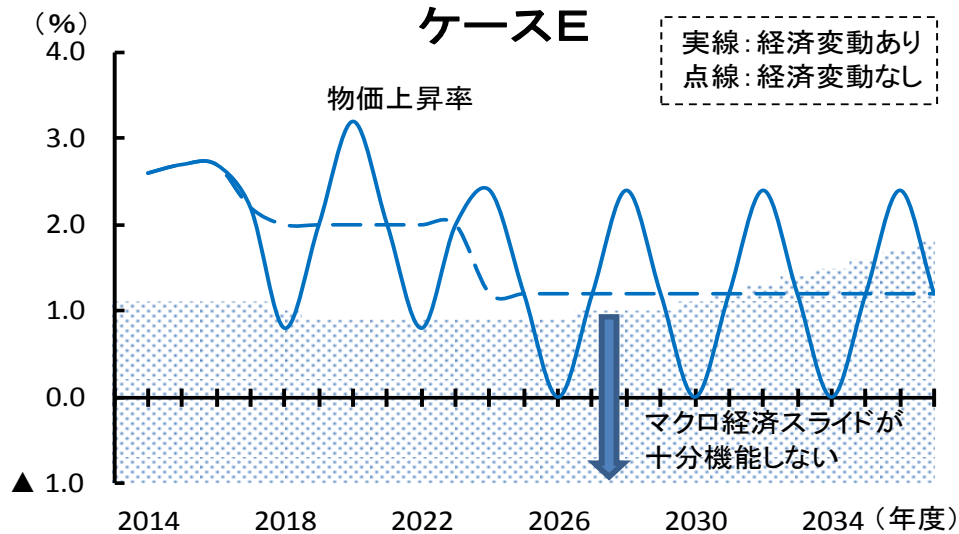
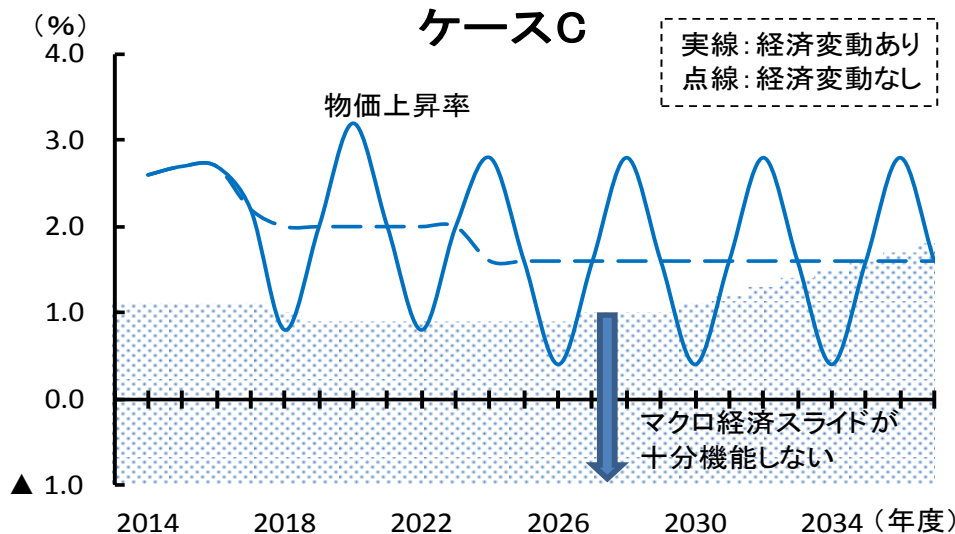
※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

経済変動を仮定した場合のマクロ経済スライドの発動への影響

○ 物価上昇率がスライド調整率より低い場合、既裁定年金に対するマクロ経済スライドがフルに発動しなくなる。

※下図の網掛け部分は、マクロ経済スライドがフルに発動しない範囲



平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースA 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成56年度』、『厚生年金で平成29年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.9%』が維持される。

【経済(ケースA)】

- ・物価上昇率 2.0%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 2.3%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.4%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>) 1.4%

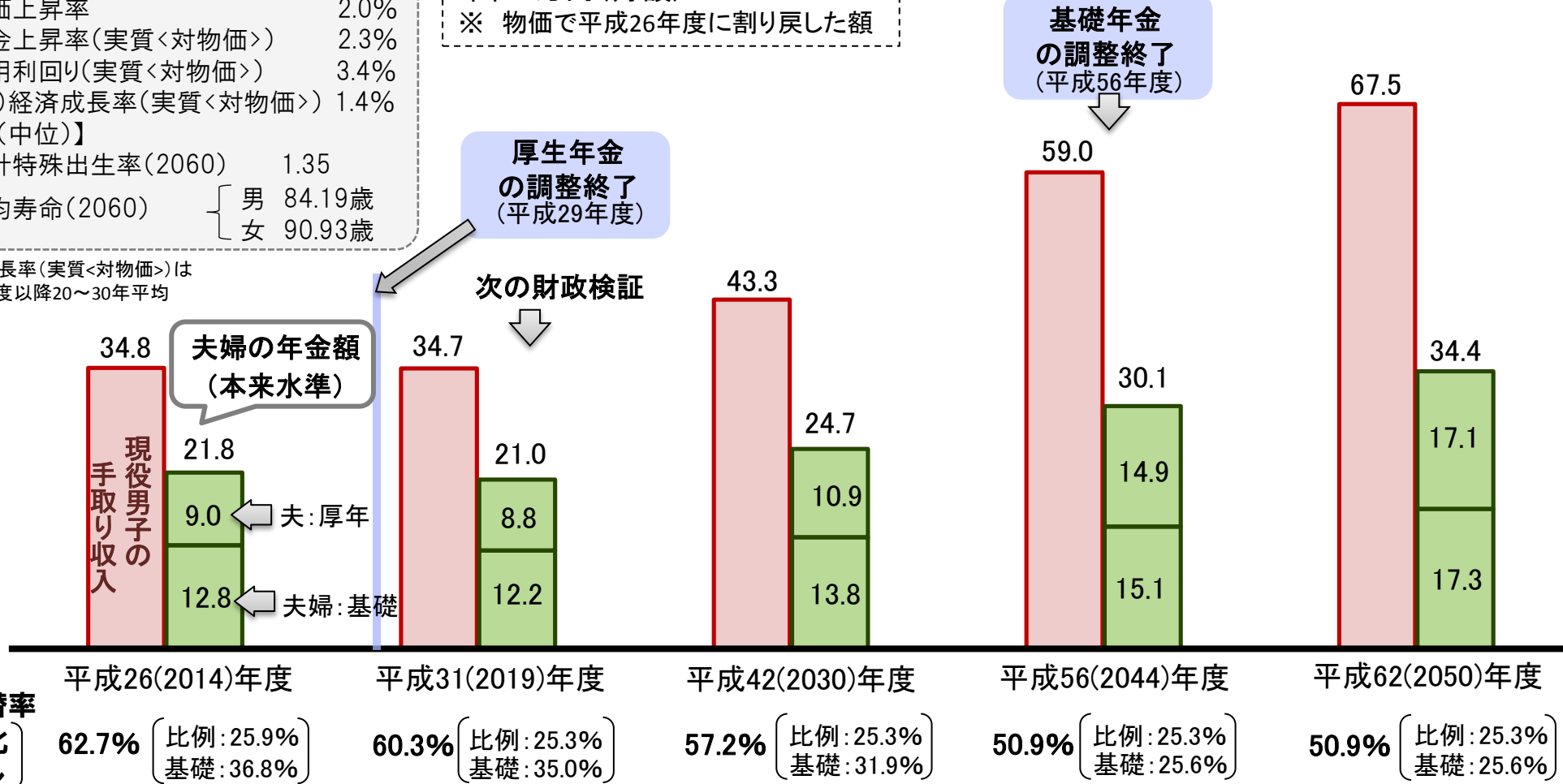
【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
 - 男 84.19歳
 - 女 90.93歳

単位:万円(月額)

※ 物価で平成26年度に割り戻した額

※経済成長率(実質<対物価>)は
2024年度以降20~30年平均



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースB 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成29年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.9%』が維持される。

【経済(ケースB)】

- ・物価上昇率 1.8%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 2.1%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.3%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>) 1.1%

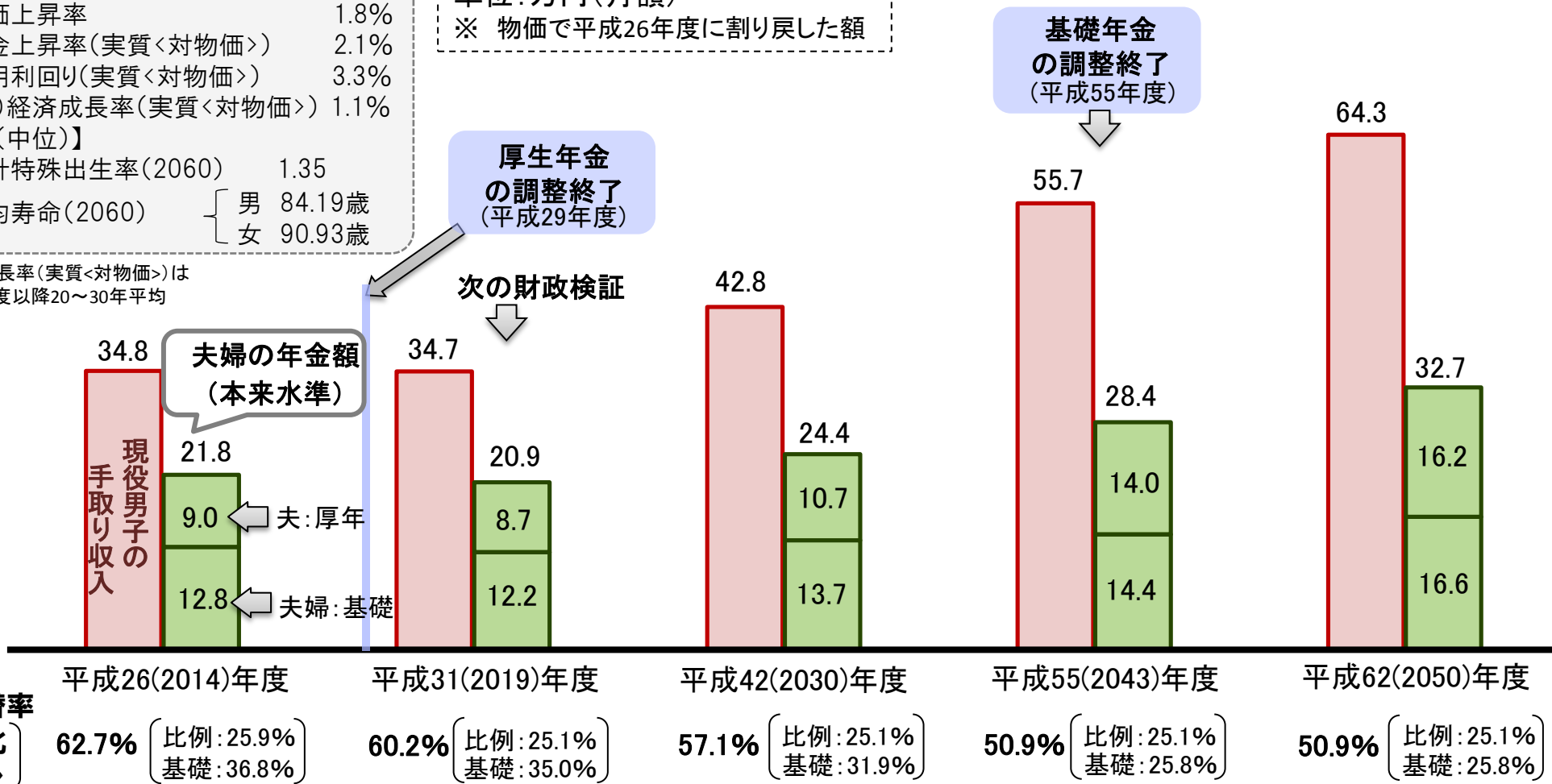
【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
 - 男 84.19歳
 - 女 90.93歳

単位:万円(月額)

※ 物価で平成26年度に割り戻した額

※経済成長率(実質<対物価>)は
2024年度以降20~30年平均



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースC 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成30年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.0%』が維持される。

【経済(ケースC)】

- ・物価上昇率 1.6%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.8%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.2%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>) 0.9%

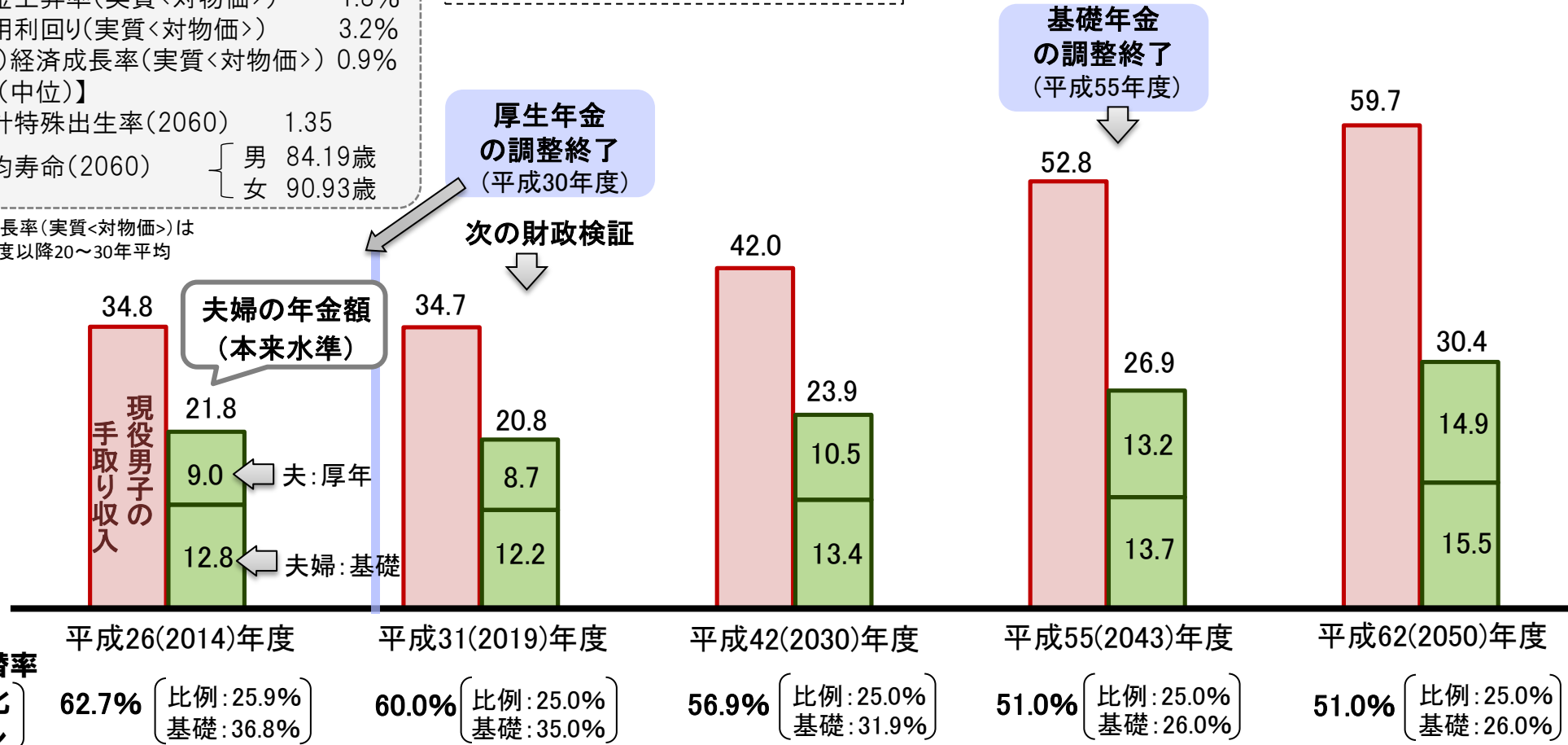
【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
 - 男 84.19歳
 - 女 90.93歳

単位:万円(月額)

※ 物価で平成26年度に割り戻した額

※経済成長率(実質<対物価>)は
2024年度以降20~30年平均



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースD 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成31年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。

【経済(ケースD)】

- ・物価上昇率 1.4%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.6%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.1%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>) 0.6%

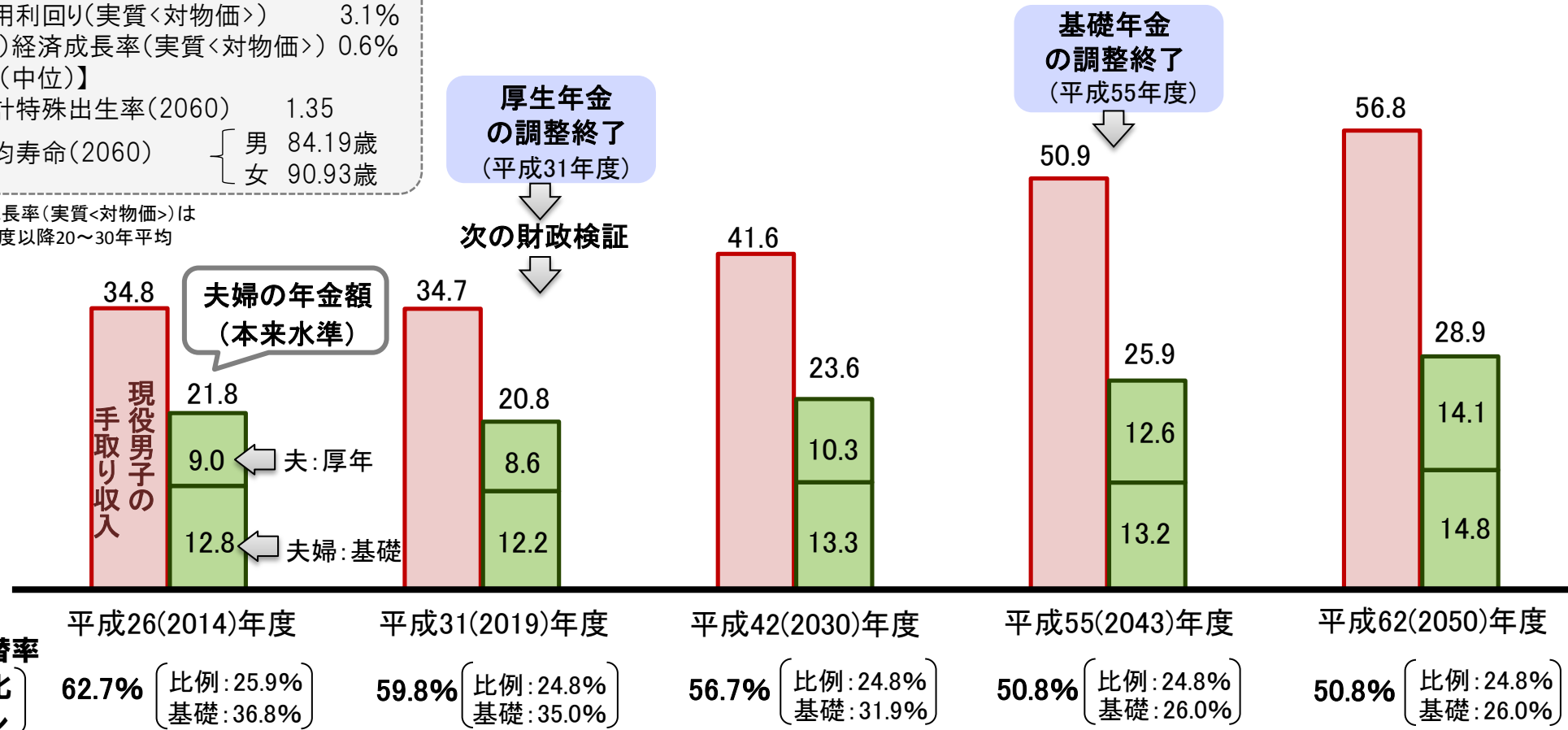
【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
 - 男 84.19歳
 - 女 90.93歳

※経済成長率(実質<対物価>)は
2024年度以降20~30年平均

単位:万円(月額)

※物価で平成26年度に割り戻した額



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースE 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.6%』が維持される。

【経済(ケースE)】

- ・物価上昇率 1.2%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.3%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 3.0%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>) 0.4%

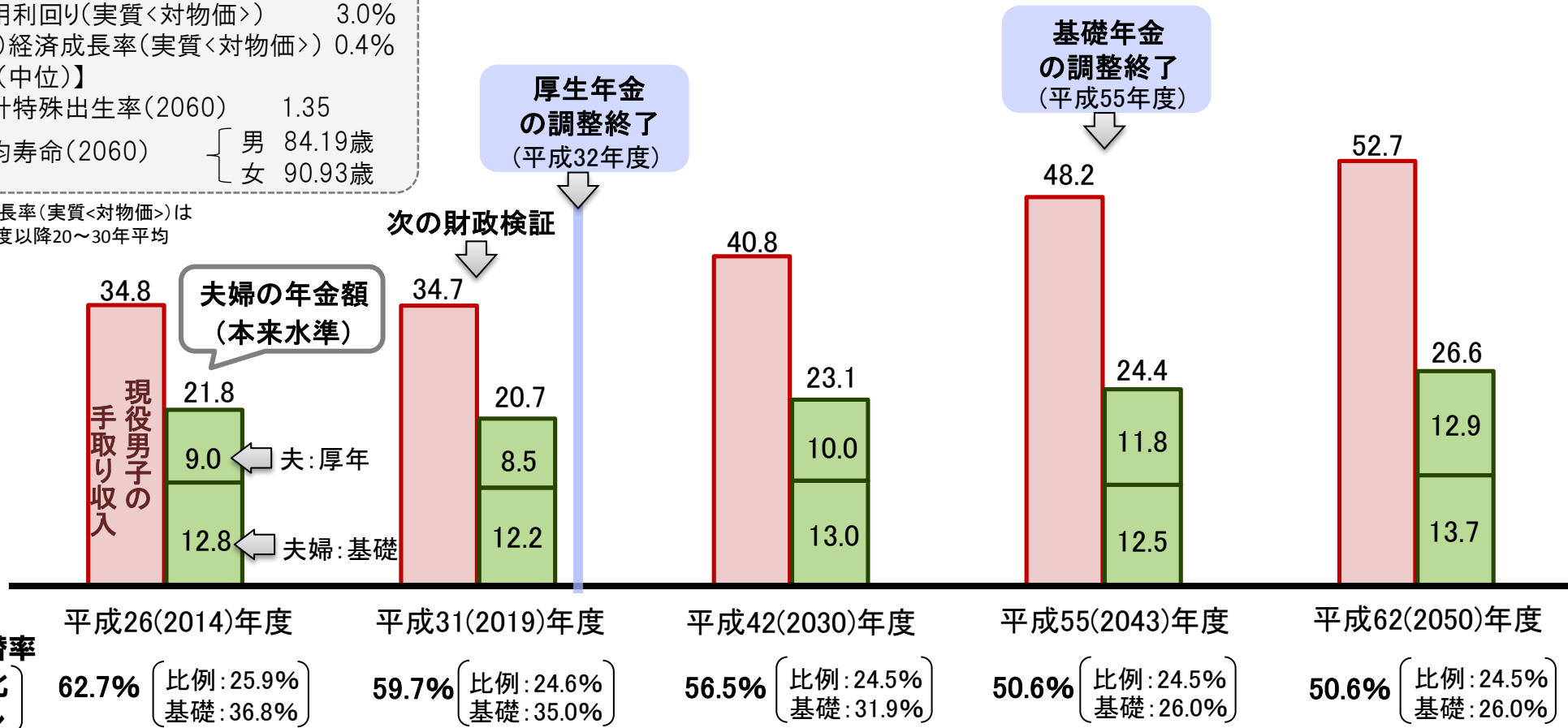
【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
 - 男 84.19歳
 - 女 90.93歳

単位:万円(月額)

※ 物価で平成26年度に割り戻した額

※経済成長率(実質<対物価>)は
2024年度以降20~30年平均



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースF 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整で平成52年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成62年度』、『厚生年金で平成39年度』で終了し、『所得代替率45.7%』になる。

【経済(ケースF)】

- ・物価上昇率 1.2%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.3%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 2.8%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>) 0.1%

【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
 - 男 84.19歳
 - 女 90.93歳

単位:万円(月額)

※ 物価で平成26年度に割り戻した額

基礎年金の調整終了

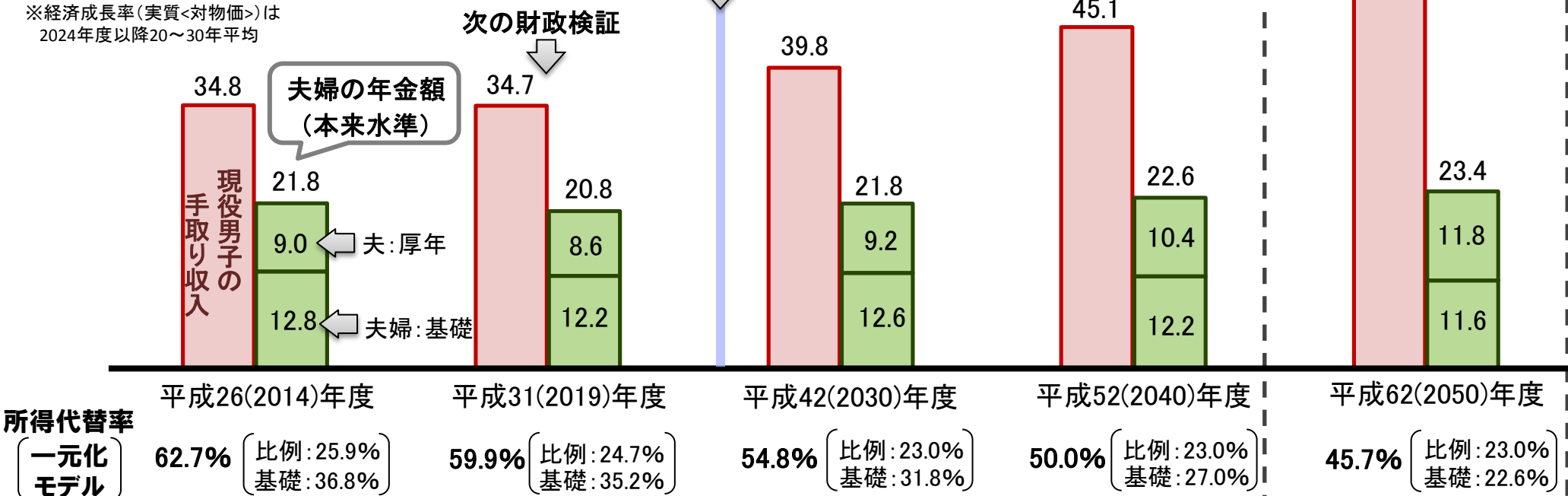
(平成62年度)

(仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合)

所得代替率が
50%に到達
(平成52年度)

厚生年金
の調整終了
(平成39年度)

※経済成長率(実質<対物価>)は
2024年度以降20~30年平均



※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースG 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整で平成50年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成70年度』、『厚生年金で平成43年度』で終了し、『所得代替率42.0%』になる。

【経済(ケースG)】

- ・物価上昇率 0.9%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 1.0%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 2.2%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>)▲0.2%

【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
 - 男 84.19歳
 - 女 90.93歳

単位:万円(月額)

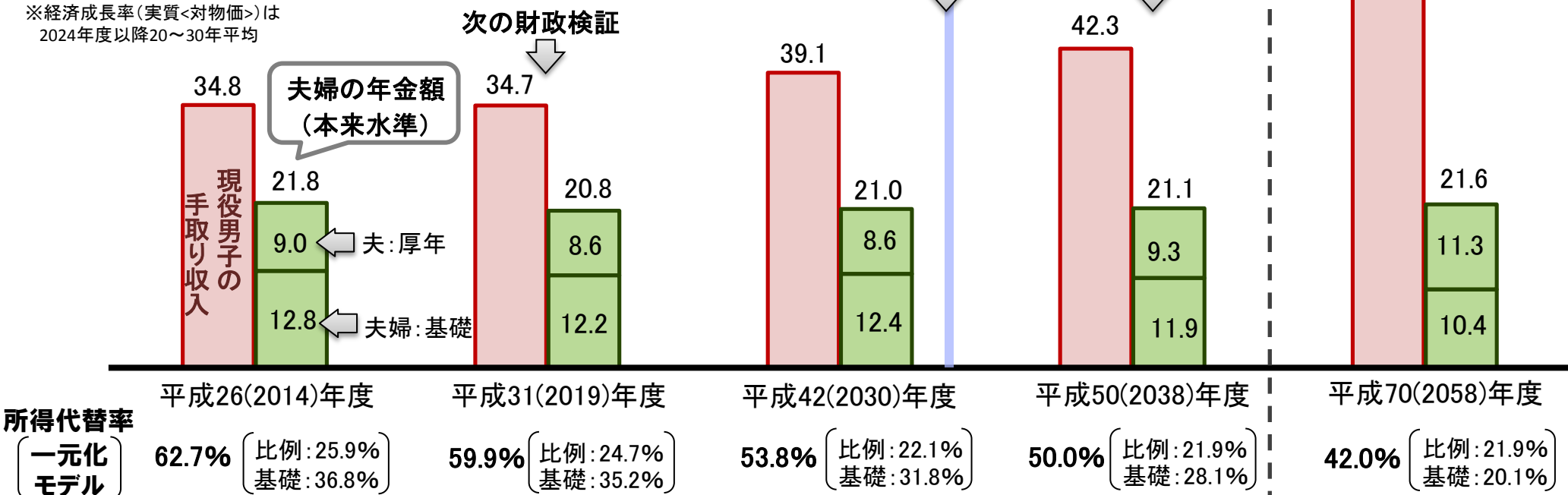
※ 物価で平成26年度に割り戻した額

基礎年金の調整終了

(平成70年度)

仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合

※経済成長率(実質<対物価>)は2024年度以降20~30年平均



平成26年財政検証の結果について

< 経済:ケースH 人口:中位 >

○ マクロ経済スライドによる調整を機械的に続けたとしても、国民年金は2055年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率35%~37%程度。

【経済(ケースH)】

- ・物価上昇率 0.6%
- ・賃金上昇率(実質<対物価>) 0.7%
- ・運用利回り(実質<対物価>) 1.7%
- (参考)経済成長率(実質<対物価>)▲0.4%

【人口(中位)】

- ・合計特殊出生率(2060) 1.35
- ・平均寿命(2060)
 - 男 84.19歳
 - 女 90.93歳

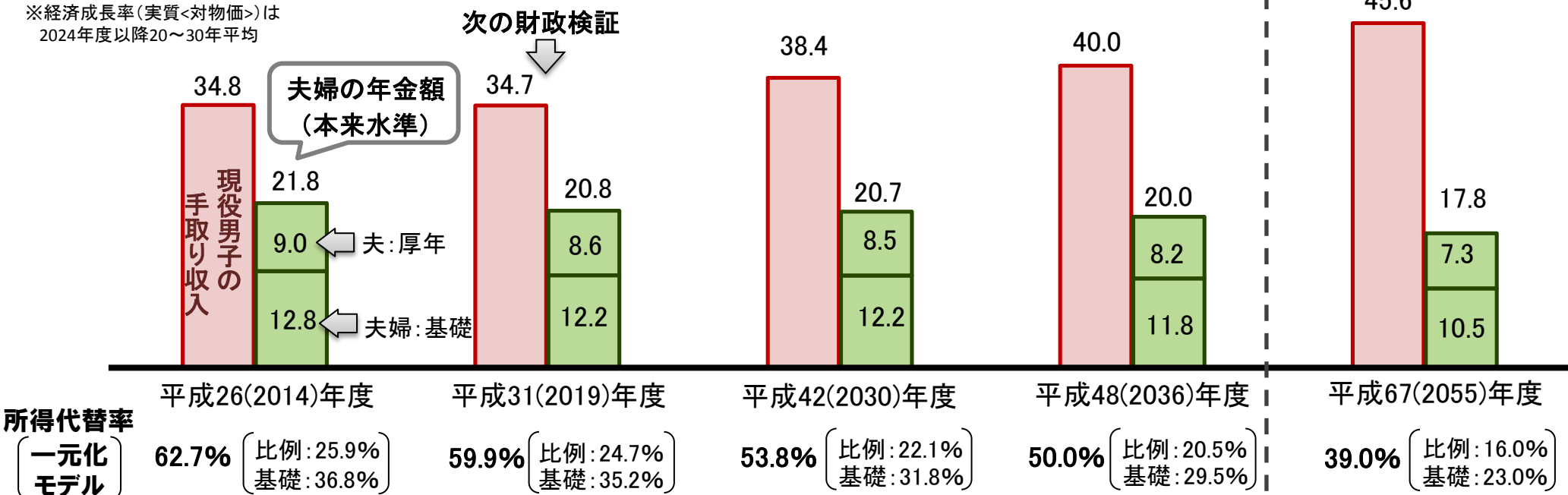
単位:万円(月額)

※ 物価で平成26年度に割り戻した額

仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2055年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率35%~37%程度。

所得代替率が
50%に到達
(平成48年度)

※経済成長率(実質<対物価>)は
2024年度以降20~30年平均

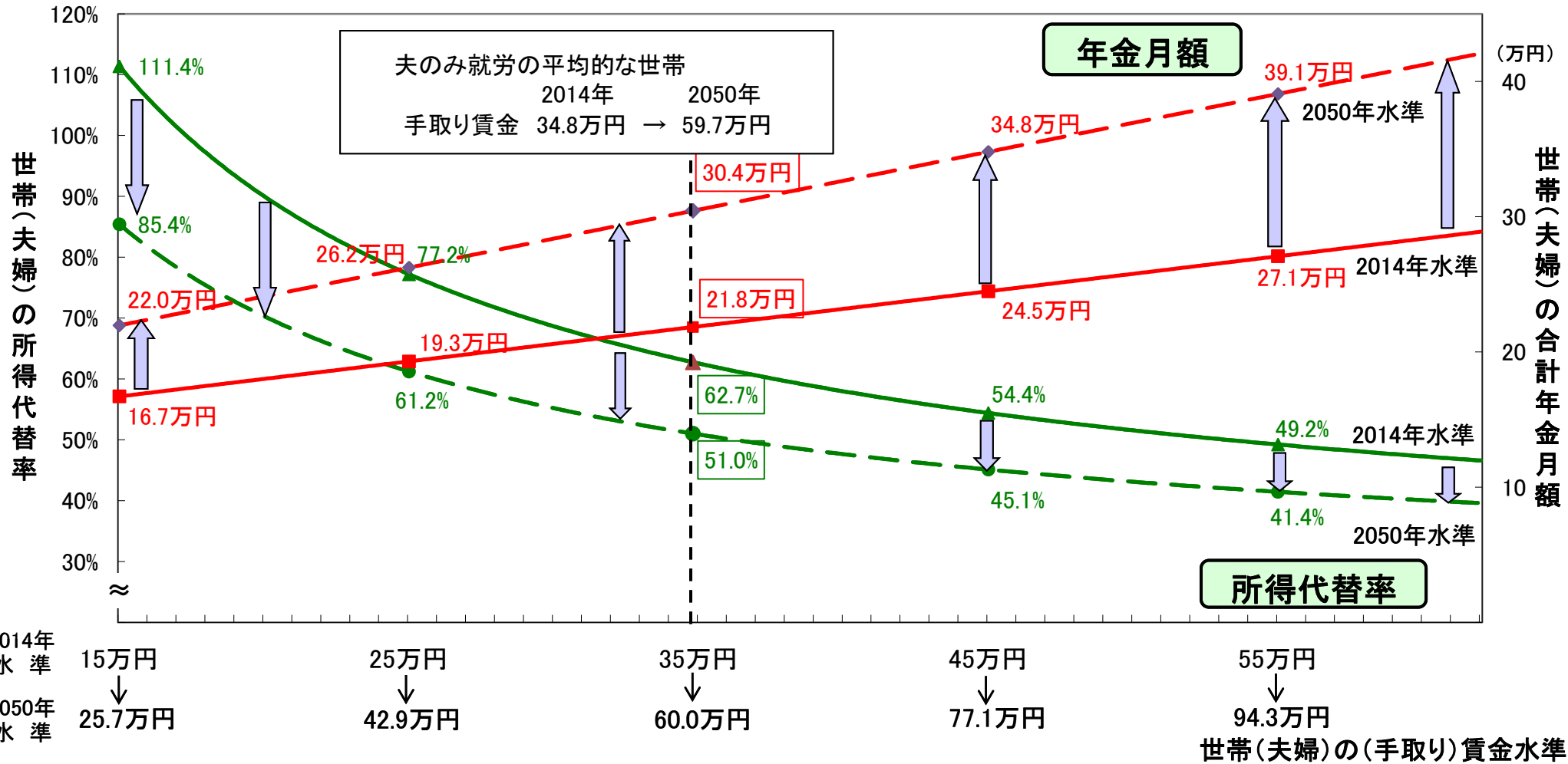


※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

賃金水準別の年金月額及び所得代替率

＜経済：ケースC 人口：中位＞

- ・ 世帯（夫婦）の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



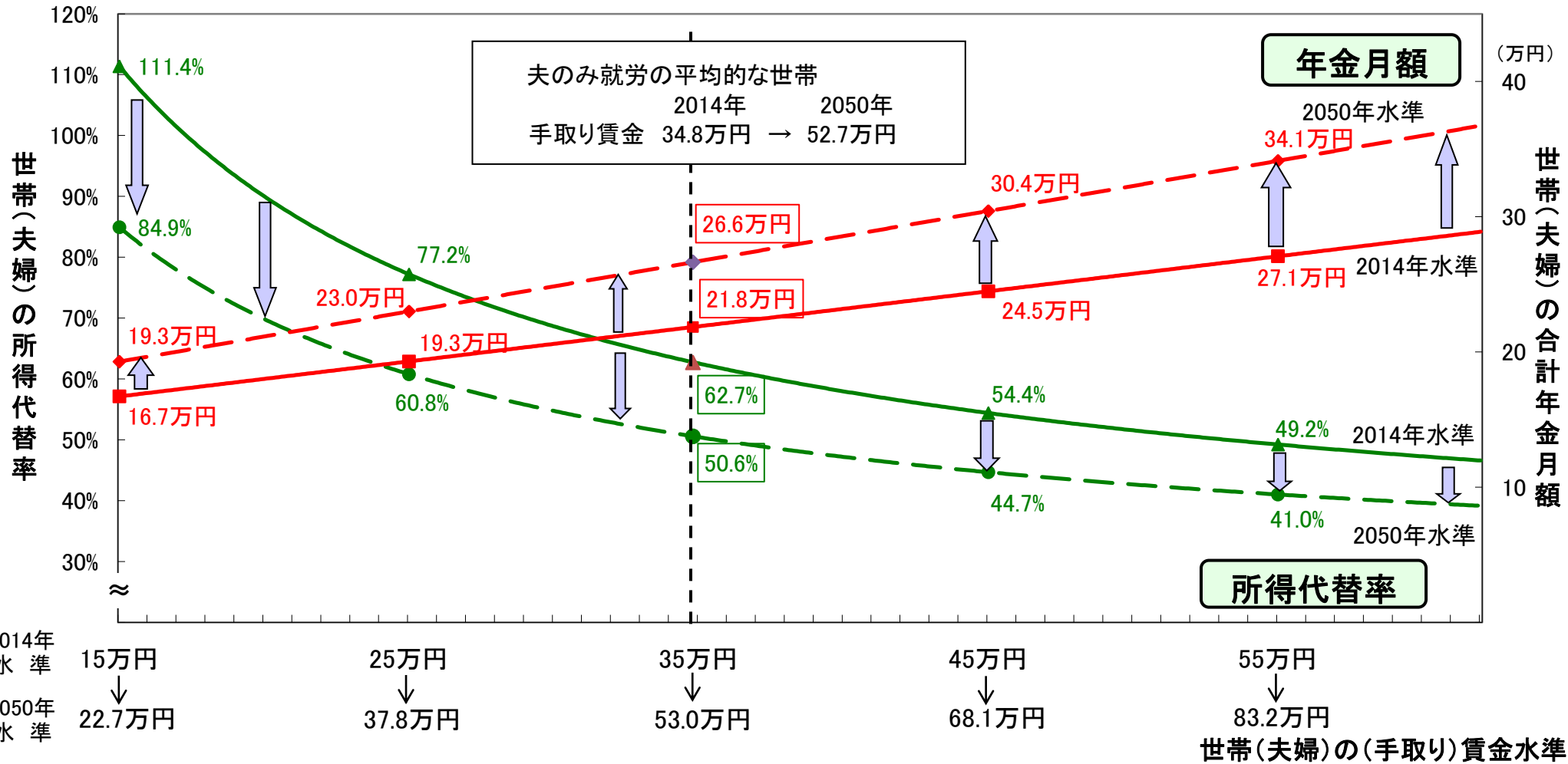
注1：年金月額は、新規裁定者の本来水準。

注2：2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

賃金水準別の年金月額及び所得代替率

＜経済：ケースE 人口：中位＞

- ・ 世帯（夫婦）の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
- ・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。



注1：年金月額は、新規裁定者の本来水準。

注2：2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。